

会議	世田谷区福祉有償運送運営協議会 (平成28年度第2回)		日時	平成29年2月3日(金)13時30分～15時15分	
			会場	世田谷区役所第3庁舎3階ブライトホール	
協議会委員	出席者	村井(世田谷区重症心身障害児(者)を守る会) 荻野(NPO法人 世田谷ミニキャブ区民の会) 隅(NPO法人 ヒューマンハーバー世田谷) 相川(世田谷ケアマネジャー連絡会) 吉田(さくら介護タクシー) 久米(荏原交通株式会社) 小林(NPO法人 自立の家)	説明者	藤本(NPO法人 国際福祉環境推進機構) 櫻井(NPO法人 ハートフルかみんぐ)  <b>2名</b>	
		野尻(関東旅客自動車交通労働組合連合会東京地方連合会) 小川(関東運輸局東京運輸支局輸送担当運輸企画専門官) 久末(世田谷区保健福祉部参事 計画調整課長事務取扱) 柳澤(世田谷区高齢福祉部高齢福祉課長) 竹花(世田谷区障害福祉担当部障害者地域生活課長) <span style="border: 1px solid black;">会長</span>		傍聴者	伊藤(東京ハンディキャプ連絡会) 鬼塚(せたがや移動ケア)  <b>2名</b>
	欠席者	堂下(世田谷区道路・交通政策部交通政策課長)  <b>1名</b>	事務局		羯磨・横川  <b>2名</b>
<b>出席者合計 18名</b>					

## 1. 開会(会長)

【竹花会長】平成28年度第2回世田谷区福祉有償運送運営協議会を始める。本日はお忙しいところ皆様にお集まりいただきお礼を申し上げます。本協議会は13名中で構成されているが、12名の出席を頂いた。要綱に定める過半数の要件を満たしていることを報告する。要綱第5条により、障害者地域生活課長が会長として議事を行うのでご了承いただきたい。

福祉有償運送運営協議会は、世田谷区の設置要綱にあるとおり「地域での福祉有償運送の必要性」や「旅客から収受する対価その他福祉有償運送の適正な運営の確保のために必要となる事項」を協議するものである。本日は、更新登録申請の2法人の協議を行う。協議会についてはそれぞれの立場からのご意見をお聞かせいただきたいと考えている。

## 2. 傍聴の確認・個人情報の取扱い

【竹花会長】本協議会は公開であり、会場内後方に傍聴席を設けている。傍聴者の写真撮影、録音は禁止とする。また、議事の妨げになるような場合には退場させる場合がある。事務局が議事録作成のため会議を録音させていただくがご了承いただきたい。議事録については、委員の個人名を入れたものを記録として残し、区ホームページ等での公開となるので、この点についても予めご了承いただきたい。本日の資料内容について後ほど事務局から説明するが、更新登録の書類一式は運転免許証の写し等の個人情報が含まれるため協

議終了後、事務局が回収するので机の上に置いたままにさせていただきたい。その他個人情報が含まれない資料はお持ち帰りいただいて差し支えない。それでは、次第に沿って進める。まず始め資料の確認を事務局からさせていただく。

**【事務局 羯磨】**事前に送付した資料及び本日机上に配布した資料の確認をする。事前に送付している資料について、本日お持ちでない委員がいたら事務局からお渡しするので申し出ていただきたい。

(資料の確認 省略)

### 3. 世田谷区における福祉有償運送の必要性について

**【事務局 羯磨】**お手元の資料1「世田谷区の移動困難者の状況」について説明する。第1回の運営協議会と同じ資料になっていることを了承いただきたい。平成28年4月1日現在の世田谷区の総人口は887,994人、65歳以上の人口は178,426人で総人口に占める割合は20.09%である。28年2月末の介護保険の要介護認定者数について、要支援1から要介護5までの合計人数は37,727人である。このうち要介護3~5の人数は13,843人となっている。平成28年4月1日時点の手帳所持者数について、身体障害者が20,173人、愛の手帳が4,238人、精神障害者が4,911人、難病が7,725人、合計37,047人である。タクシー券の対象要件は、下肢機能障害1~3級が4,737人、体幹機能障害1~3級が1,775人、内部1~3級が5,543人、平衡機能障害1~3級が10人、視覚障害1~2級が906人、脳性麻痺・移動障害1~3級が651人、愛の手帳1・2度が1,428人となっており、対象者は合計15,050人である。

続いて移動困難者の輸送の状況について説明する。福祉タクシー券の実績について、27年度の実績は、使用枚数は500円券が396,553枚、100円券が684,104枚である。また、世田谷区は28年4月1日現在で139事業者と協定を締結している。区内に事業所を持つ介護タクシーで世田谷区と契約している事業者は39事業者で台数は76台である。福祉有償運送事業者の活動状況について、補助金交付団体は7団体となっている。

福祉有償運送の必要性について説明する。身障手帳所持者数のうち福祉タクシー券の受給要件を満たす者は15,050人。身障手帳所持者の約65%が65歳以上の高齢者であることから、この35%の5,268人が65歳未満のタクシー券対象者と推計する。要介護度3~5の合計人数は13,843人。うち介護保険の施設サービスを利用している者は平成27年3月末現在3,592人(内訳：特養入所者2,009人、老健1,224人、療養医療施設の259人)であることから、10,251人が65歳以上で在宅の要介護3~5の方と推計する。以上より15,519人が移動困難な方と推計される。これらの方々が月1回外出した場合15,519人×12ヶ月×2(往復)=372,456トリップの需要が見込まれる。次に供給について説明する。世田谷区予約料・迎車料補助券補助券契約事業者の車両数は76台。これらが、1日6トリップ×月25日×12ヶ月の運行を行ったとして、年間で136,800トリップである。世田谷区リフト付タクシー運行事業における区の借り上げ車両1台の年間実績が402トリップ、NPO等福祉有償運送の年間実績が28,795トリップであることから、合計165,997トリップが、区が把握できる供給量の合計数である。

上記の需要量372,456トリップより供給量165,997トリップを差し引くと、206,459トリップの供給量が不足していると推計される。これより、NPO法人等が行う福祉有償運送の必要性があると認識しており、今後も引き続き世田谷区において、NPO法人が実施する

福祉有償が一定の役割を担っていくと思うのでご理解いただきたい。

#### 4. 更新の協議

【竹花会長】運送の必要性を説明した。それでは、協議に入る。まず、はじめに「国際福祉環境推進機構」の更新の協議を行う。法人の代表者の方は説明者の席に移動をお願いする。協議の前に事務局から法人の申請書類の内容や確認状況について説明させていただく。その後に法人の代表者から、法人の概要等について説明をお願いする。更新登録のため、変更点を中心に説明する。

#### NPO 法人 国際福祉環境推進機構

【事務局 羯磨】資料2をご覧ください。表左側が国際福祉環境推進機構分となる。使用車両として法人所有車両3台、運送しようとする旅客の範囲は身体障害者、要介護・要支援認定者、その他障害として139名。運転者4名、うち2種免許所持者が1名、1種免許所持者3名となっている。資料3をご覧ください。運行実績については平成28年11月の平均値を記載し、算出方法は出庫帰庫、基本料金は1時間1,000円、1km60円、加算としては15分毎に250円となっており、最低料金は1,060円となっている。対象となる一般タクシー運賃の金額を参考として載せている。時間制の場合1時間4,560円、30分毎に2,110円、最低料金として4,650円となる。下部に団体の平成28年11月の運行実績の平均を載せた。出庫から帰庫の時間は47分、距離が7.1kmで、利用料金の平均は1,327円となっている。申請書類の説明をする。運送の区域については、世田谷区を発地又は着地とする区域、事業所ごとに配置する自家用運賃運送自動車の数及びその種類ごとの数については、車いす用軽自動車2台、回転シート車1台と記載されている。運送しようとする旅客の範囲は、身体障害者、要介護・要支援認定者、その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者となっている。次に定款、役員名簿、履歴事項全部証明書、宣誓書、運転者就任承諾書兼就任予定運転者名簿となり、運転者の氏名が4名分記載されている。次が運行管理の責任者就任承諾書、管理体制を記載した書類、免許証となっている。他、修了証、自動車保険証、車検証が各3枚、会員名簿、PRちらし、対価をあらわす書類、自家用有償運送者登録証となっている。

【竹花会長】それでは法人の代表者より説明願う。

【藤本】国際福祉環境推進機構の藤本という。本日は代表者が所用のため出席できず、代理として説明する。私は12年にわたり、関係書類の提出に関わる業務をボランティアとして行ってきた。先ほど会長から説明があったように前回の更新からの変更はないため、法人の概要説明をする。運転手3名で運行しており、平均運行日数は24～26日、平均運行距離は7.1km、年間トリップ数が2,600前後で推移している。3年前に会員の人数が落ち込んだ時期があったが、一昨年昨年と少しずつ持ち直し、月平均200から210トリップと安定した運行状況になっている。比較的小さい法人と認識しているが、運行について事故を起こさないことと、地域に根ざした、密着した運用をモットーとしている。運行の形は少しずつ変化をしていくものと認識しているが、ここ3年間は形態上変化無く展開できている。

【竹花会長】これまでの説明を受けて協議に入る。意見・質問等があれば、委員より発言願う。

【吉田委員】さくら介護タクシーを運行している吉田という。今回代表者が出席出来ないことを残念に思う。今回提出された書類の中の車検証に「貨物」の記載がある。有償旅客運送であるのになぜ貨物が利用できるのか疑問に感じている。前回の更新申請時、貨物でも許可になるという話であった。なぜこのようなことが起きるのか先日関東運輸局東京運輸支局に問い合わせをした。貨物輸送車については、車検証の裏等に「リフト設置」や「スロープ設置」などの証明があることが許可の条件といわれた。今まで貴法人が提出した書類にそのような証明を見たことがない。それについてはどう思うか。

【藤本】その内容は一昨年聞いていた。このような内容に関しては当法人というより、国の機関や陸運局（東京運輸支局）が判断する内容と考える。確かに車検証の中に貨物と記載されているのは事実である。今回、当法人の職員が陸運局（東京運輸支局）に確認の連絡を行なったと聞いている。その内容によると、対象になっている車両はスバルのサンバーという車であるが、本日委員としてご参加されている（東京運輸支局の）小川様に問い合わせたところ特に問題ないという回答であったと聞いている。本日福祉車両であるという写真も持参している。スバル（富士重工）が作ったときに障害者用ということで販売されたと聞いている。障害者用と記載されたもので、今回ご指摘いただいた車検証の「貨物」の記載について、メーカーが記載した内容を当法人が使用していることであり、問題があると指摘されてしまうとメーカーに問い合わせを行なう必要があると考える。（東京運輸支局の）小川様のご意見をお聞かせいただきたい。

【小川委員】東京運輸支局の小川という。福祉有償運送で使用する車両については福祉車両と、セダン車という何も装備の付いていない車両の2種類ある。セダン車の場合、車検証に「貨物」の記載のものについては許可できない。「貨物」記載の福祉車両の場合は許可しているが、車検証だけでは判断が出来ないため追加でナンバーや回転シートなど福祉車両の確認が取れる写真などの提出を求めている。

【竹花会長】東京運輸支局に更新書類を提出する際には、車検証の中に追加で添付するようお願い。

【吉田委員】なぜ書類を提出するときに添付しなかったのか。

【藤本】不手際であったと考える。お詫びする。

【竹花会長】次回より運営協議会の際にも、添付書類として追加しての手続きを願う。

【藤本】次回よりそのように対応する。

【荻野委員】世田谷ミニキャブ区民の会の荻野という。今後「貨物」で改造している車両の車検証が出てきた場合には、写真などを添付する必要性があるという指導が入るのか、また全庁的に同じ対応か。

【小川委員】添付の必要性はあり、全庁的に同じ対応をしている。

【荻野委員】それであれば団体の責任というより運輸支局が指導すればよい話であり、運営協議会で話す事案ではないと思う。

【竹花会長】この内容は本協議会での協議事項というよりは、所定の手続きの中で必要という確認をさせていただいた。

【小林委員】自立の家の小林という。事故対応の責任者の氏名が記載されていないが。

【藤本】山本が責任者となっている。

【小林委員】会員名簿の内容は。イロハニの内容は何か。

【事務局 横川】イは身体障害者、ロは要介護認定者、ハは要支援認定者、ニはその他肢

体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有するものとなっている。

【小林委員】会員名簿のこの書式か。次の団体と違いがあるようだが。

【藤本】この書式を使用している。

【小林委員】前回（平成 26 年）料金改定の申請をしたと聞いている。その後の影響や効果を聞きたい。

【藤本】運用側ではないため詳しい説明は出来ないが、運用していく中で料金改定の必要性はあると思う。当時はガソリンの値段が高騰したと記憶している。それが改定のひとつの原因と考える。また、今は頂いていないが会員の方から年初会費を頂いていたが、なかなか集まらない状況もあった。そういう状況からも値上げを考えていたが、実際問題は値上げをせず現在まで来た。補助金を頂く、ガソリンの値段が下がるなど、運用での大きな支障はなくなった。

【小川委員】平成 26 年 5 月 22 日から今日まで事故等はなかったか。

【藤本】ない。

【竹花会長】そのほか、質問も含め異議が無ければ協議が調ったということによろしいか。

委員：異議なし

## NPO 法人 ハートフルかみんぐ

【竹花会長】それではハートフルかみんぐの協議に移る。法人の代表者の方は説明者の席に移動をお願いします。協議の前に事務局から法人の申請書類の内容や確認状況について説明させていただく。その後に法人の代表者から、法人の概要等について説明をお願いします。更新登録のため、変更点を中心に説明する。

【事務局 羯磨】資料 2 をご覧いただきたい。表右側がハートフルかみんぐ分となる。使用車両として法人所有車両 6 台、運送しようとする旅客の範囲は身体障害者、要介護・要支援認定者、その他障害として 151 名。運転者 3 名、うち 2 種免許所持者が 1 名、1 種免許所持者 2 名、ヘルパー 2 級資格所持者 1 名となっている。資料 3 をご覧いただきたい。運行実績については平成 28 年 11 月の平均値を記載し、算出方法は出庫帰庫、基本料金は 1 時間 1,000 円、1km70 円、加算としては 15 分毎に 2500 円となっており、最低料金は 1,070 円となっている。出庫から帰庫の時間は 59 分、距離が 10.6km で、利用料金の平均は 1,645 円となっている。申請書類の説明をする。運送の区域については、世田谷区を発地又は着地とする区域、事業所ごとに配置する自家用運送自動車の数及びその種類ごとの数については、寝台車 1 台、車いす用自動車 4 台、内軽自動車 3 台、計 5 台と記載されている。運送しようとする旅客の範囲は、身体障害者、要介護・要支援認定者、その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者となっている。次に定款、役員名簿、履歴事項全部証明書、宣誓書、運転者就任承諾書兼就任予定運転者名簿となり、運転者の氏名が 3 名分記載されている。次が運行管理の責任者就任承諾書、管理体制を記載した書類、免許証となっている。他、修了証、自動車保険証、車検証が 5 枚、会員名簿、PR ちらし、運送対価比較票、自家用有償運送者登録証となっている。

【竹花会長】それでは法人の代表者より説明願う。

【櫻井】ハートフルかみんぐの櫻井という。申請内容については提出書類のとおりである。当法人は平成 18 年に区内祖師谷地域で、地域の交通空白部となっているところで要請を受け設立。当初から通院、透析患者の通院の方々から根強いニーズのもと運行してきた。烏

山、成城、砧各地域に主要な病院があるが、バス等公共交通機関の空白地域であるため、当初は利用ニーズが高く、車両数も追いつかない状況があった。その後車両の寄附などもあり、運行車両・運転手の増加し順調に推移してきた。しかし昨今は人工透析を実施する医療機関の自主送迎が充実してきたこともあり、現在は一般通院の患者が主な利用者となり、全体のトリップ数が減少したことにより役割に変化が見えた時期もあった。ここ数年は、人工透析実施している医療機関からの運行依頼があり、新たなニーズが出てきた。以前の人工透析患者は自力で移動できる方が多かったが、現在は車いすを使用する方が増え、医療機関が安全に移送することが困難になったためと考える。NPO の介護タクシーの必要性が見直されたことによりトリップ数も増加し、月間 250 トリップで推移している中、以前絶無になった人工透析患者のトリップ数は全体の 3 割に上っている。人工透析患者が身体機能の低下により車いすを使用するという重複した利用者の増加もトリップ数に反映していると思われる。平成 26 年 11 月に喜多見に移転し、交通空白地に近い状況の場所で、買い物にも苦労している地域である。以上、概要を説明した。

**【竹花会長】** これまでの説明を受けて協議に入る。意見・質問等があれば、委員より発言願う。

**【荻野委員】** 台数に差異があるがなぜか。

**【櫻井】** 今年度 1 台廃棄しているため、現在 5 台所有である。

**【相川委員】** やさしい手祖師谷でケアマネージャーをしている相川という。旅客の範囲に関する名簿について身体状況を聞きたい。

**【櫻井】** 会員名簿備考欄について説明する。利用いただく際に入会申込書を記載してもらう。NPO は会員制の輸送となっており、必ず入会申込書に住所・氏名・必要とする理由を記載してもらう。しかし、身体や言葉に障害のある方が多いため、正確ではない情報を転載してしまうことがある。杖のみと申し込み書に記載し、介護保険等の利用のない方がいるが、そのような場合は「ニ その他の移動困難者」としている。過去に若い方で、交通事故や怪我等により一般交通機関の利用が難しい方から使いたいという相談があり、法人内で協議を行い利用していただいたこともあった。

**【小川委員】** 名簿について、旅客の範囲を見る上で重要な書類になるため、イロハニのどれに該当するか記載を願いたい。

**【櫻井】** そのように記載する。

**【小林委員】** 高齢ドライバーについて、法的に 75 歳から免許更新時に講習を受ける、認知症検査を受けるなどルールがあるが、法人独自に行なっている安全管理ルールなどはあるか。

**【櫻井】** 法人として明文化したものはない。規定に則り有効な免許証を持っていること、5 年以内の無事故を証明センターからの証明書を確認の上、必要な認定講習を受講してもらっている。2 種免許の人はセダン講習を受講してもらう事により有資格者として運行に関わってもらっている。免許証でも判断できるが、実際は日常の運転状況をみても的確かどうか判断しているのが現状。一般のタクシー事業者のように大勢の運転手を抱えているわけではないので、個人個人の運転状況をみた上で判断する。無事故であっても運転が乱暴な運転手は、いくら無事故でもあっても 1 事故 2 事故起こしているとみなし辞めていただいた。今問題になっているのは高齢運転手で、免許更新時の認知症の検査のようなものを今後取り入れることを迫られると思っている。70 歳を越えたドライバーに運行を任せて

いるが、日々運転スキルが劣化していくということを十分考えていかななくてはならないため、それを心に留めて事業を行なっている。

【小林委員】今後とも安全運転でお願いしたい。

【野尻委員】運転手の労働組合の代表として参加している野尻という。名簿に戻るが、記載内容に、自立しており一人で乗車できる方も輸送されているように拝聴した。名簿に記載するのであれば「介護が必要」などのイロハニに分類してもらわないと駄目ではないか。高齢の方で杖をついていても、自立されていて一人でタクシーに乗車できる方も乗せていると感じる。

【櫻井】説明が足りなかったので訂正する。提出した名簿には、氏名・住所等最低限のものを記載してある。詳しい内容は入会申込時に記入していただく申込書に身体状況、使用用具等のすべて記載してあり、名簿にはすべて転載しているわけではない。健常者まで輸送しているというご指摘だが、そうではないことをご了解いただきたい。イロハ分類に入らない方の状況としては、転倒が増えた等一般交通機関やタクシーを使用できる状況ではなくなっている場合などで、家族からのお問い合わせが多い。このような場合、二に当てはまるとみなしサービスを利用していただいている。最近はインターネットで有償運送事業が一般タクシーと同じ項目に入っているらしく、一般の方から成城学園前駅まで迎えに来て欲しいなどの電話が入ることがある。一般のタクシー会社と混同して電話をしてくるが、NPOが行う介護タクシーの主旨を説明し丁寧に断りして、厳しく対応している。

【竹花会長】所定の手続きに関する事項のため、書類を整えるようお願いする。

【久米委員】タクシー会社荏原交通の久米という。申請書にある運送対価比較表について、右側にタクシー料金を載せているが初乗りが710円になっている。現在は当日配布されている資料3に記載されている料金になっているので、修正をお願いする。

【櫻井】了解した。

【竹花会長】そのほか、質問も含め異議が無ければ協議が調ったということでよろしいか。

委員：異議なし

## 5. 情報提供

【竹花会長】情報提供として国土交通省東京運輸支局小川委員より提供願う。

【小川委員】近年訪日外国人の増加に伴いタクシーの運賃を国際標準に合わせつつ、近距離利用者と長距離利用者の負担の公平感を向上させる観点から、利用者の実際の乗車距離に応じた運賃にする動きが見られ、世田谷区を含む特別区、武蔵野市、三鷹市交通圏に営業所を有するタクシー事業者各社から国が定めた法廷幅運賃の変更するよう要請書が提出された。平成28年12月20日付で新たなタクシー運賃の公示をした。内容としては、初乗り2km 730円であったものを、初乗り1.052km 410円程度とし、そこから段階的に加算していくもので、2kmになったときに730円を越えないよう初乗り距離、運賃額、加算距離を組み替えたものになっている。運賃変更実施は平成29年1月30日からとなっている。新運賃のポイントとしては、約2kmまで運賃は引き下げになる。約2kmから約6.5kmまでの運賃は引き下げになる部分と引き上げになる部分とある。約6.5km以上の運賃は引き上げとなっている。詳細については資料を確認いただきたい。タクシー運賃の説明をする。一般タクシーの運賃は法廷幅運賃といい、介護タクシーの運賃は自動認可運賃となっている。ともに国が公示している運賃の範囲の変更となったが、後者の介護タクシー

の運賃に関しては従前の初乗り運賃 730 円運賃を採用することが可能となっている。よって自家用有償旅客運送の対価の基準となる地域のタクシー運賃自体は変更となったが、今回の運賃変更は初乗り運賃及び加算距離等運賃の組み換えるものであり、組み換え後の運賃より算定した運送収入が平成 27 年度のものと同様となることを要件として今回組み換えを実施した。仮に公示前の初乗り 2km 730 円運賃料金に近似した設定単位による自家用有償運送の対価の設定をしたいという提示がされてとしても、一概に営利を目的としているとか法令等に抵触するという事までは言えないと考える。協議会において内容を精査すれば設定することも可能である。また、従前協議し設定された自家用有償運送の対価の変更を当方（東京運輸支局）から求めることもない。

【竹花会長】本日の協議事項、情報提供は終了したが、その他福祉有償運送に関しそれぞれの立場から意見を頂きたい。

【村井委員】重症心身障害児者を守る会の村井という。資料 1 で説明いただいたトリップ数の供給量について、数字を見るとかなり不足している。今後高齢者も増えてくることや障害者の障害も重度化してくることも考えられる。現在家族が送迎を行っていても、家族の高齢化により送迎できなくなり、有償運送を利用することも増えてくる。このような現状の中で、トリップ数の不足について区の考え方を聞きたい。

【竹花会長】福祉移動サービスの供給量の不足について資料で説明を行ったが、有償運送の必要性をデータで示すことを目的とした。世田谷区内の有償運送は比較的他の区域より人口が多いこともあるが、他自治体と比較すると有償運送の事業者数も多く、需要にあわせて有償運送事業者が取り組んだ結果と考える。一方では営利を求めない運行のため様々な課題があり、区としては新たな事業者の参入の必要性というものは感じている。様々な業態があるため、事業を行いたいと申し出る事業者が出てきた場合には支援したいと考えている。

【荻野委員】この話は大事な内容である。ここ数年新規に登録したい団体がないこと、辞めた団体が再登録しないという現状は、皆さんの意見とは逆行している。一方福祉団体タクシーが増え、利用者も増えている現状があり世田谷区は参入を促していると話していた。しかし NPO（福祉有償運送）の事業者が増えていくと感じられない。新規で福祉有償運送に参入しようとする NPO があれば、障害者地域生活課に運営協議会にかけて欲しいと相談に行っているはず。そういう相談は実際あったか。

【事務局 羯磨】残念ながらもならない。既存の NPO 法人の運転手等が、新規に団体を作ることでも可能ではないか。区側でも福祉有償運送に力を入れるとか支援したいなど話をしているが、どうしたらよいかの知恵が出てこないのが現状である。今後、事業の内容などをアピールする場を検討し、福祉有償運送をやりたいと思う団体があれば支援していきたい。また、今ある団体の運転手も高齢になってきていることもあり、運転手のなり手が無く、知り合いにお願いしている現状もある。有償運送連絡協議会などにも相談させていただき今後の支援を考えたいと思っている。

【荻野委員】個人的には有償運送に発展性はあまり見えない。公共交通ありきで、その部分を補完する法体系が福祉有償運送にはない。そのため福祉有償運送がメインになる可能性は極めて低いと思っており、地域交通全体を変えていかなければいけない時期に来ている。もっともっと使いやすい車、福祉有償運送のような社会資源が増えていかなければいけない。福祉有償運送に特化した形の社会資源を増やそうとしても無理であるし、タクシーや



バスが頑張ってくれば良い面もあるが、障害者が重度であったり要介護度が高いなど一般の公共交通機関では利用が難しい人がいた場合、福祉有償運送が補完するなど二本立てで考えていかななくてはならない。地域公共の一環として福祉有償運送的な動きを充実させていくためには、一般タクシーの方々にもUDタクシーを導入してもらい、ソフト面でもハード面でも優しいタクシーを作っていただくことで、ある程度一人で乗ることが可能な方は運送できるという環境を作りながら全体を底上げしていかないとこの問題は解決しないと思う。一方で専門的な社会資源としてストレッチャー対応できる車を増やすといった面でも充実させていくことが重要である。数字だけが一人歩きしてしまうのではなく、計画が必要だと思う。必要性という話になると「足りない、足りない」「じゃお願いします」といつて終わるのではなく、どうしたら充足するかという計画がないのは寂しい。必要性を表現するためにあえてこういう数字を作ったように感じる。実態に即した福祉有償運送の区として選定に関する計画、例えば車の台数や運行可能トリップ数の把握などの区としての計画があれば、そこに向かって進めると思うが、現状希望が出てきたら受け入れるという姿勢では、希望団体が出てこなければずっと同じ状態で終わってしまう。今これだけ足りないから

こうしていこうというような計画があると違う展開があるのではないかと感じた。

**【事務局 羯磨】**交通政策課など関係機関とも相談しながら方向性を模索していく。

**【隅委員】**ヒューマンハーバー世田谷の隅という。全体で20万トリップ不足しているという話がある。NPO法人7団体あるが、新しくNPO法人を立ち上げて福祉有償運送を行うと団体は無いと思う。ボランティアで行なうこんな大変な仕事は無い。NPO法人が集まって会議を行なうとき、いつもこの話題(NPO法人が増えない)になる。運営協議会を開催するとき、忙しい中委員が集まって新しい団体が参入してきたときに協議会を行なうといわれて何年か経つが、減ることはあっても増えることはないと思っている。3年ごとに更新の協議を行うことはNPOとしても大変。そのため、NPOで実施するよりも介護タクシーで事業展開した方が良いと考える事業者が多いため、世田谷には介護タクシー事業者が90社も登録をしていて、その介護タクシーの配車を「『そとでる』がやっているのは何事だ。」と怒っている理事もいる。本当は一生懸命事業を行っているNPOに対して区がもっと支援する、例えば駐車場については区の開いている土地も貸してくれない。野沢の場合、現在30,000円でも1台止められない。当法人は車7台所有しているが、4台は祖師谷や八幡山においているのは、駐車場代が半分くらいのためである。しかし不便あり、いざ車を使うときに手元に無いが、30,000円の駐車場を借りてでは事業運営ができない。また、昔みたいにボランティアでこのような仕事をやろうという人は金のわらじで探してもいない。結局固定給が欲しいと考えている。ハローワークで募集を行なおうとしたときに、ハローワークから固定給がないものは募集できないといわれた。走った分の65%を支給するが、走った実績がなければ1銭にもならない。この状況の中でドライバーを募集しても来るわけがない。かといって、固定給を支払ったら事業自体が1ヶ月ももたない。そのため、もしNPO法人がこれからも事業を続けていって欲しいと思うのであれば、区としてNPO法人が運営しやすいようお願いしたい。

国土交通省の方にお聞きする。先日タクシー運賃改定が行なわれた。NPO法人は基本料金の半額や6割といわれているが、今回の料金改定にあたりNPOの料金については当面は影響ないと考えてよいか。

【小川委員】今回の改定はあくまでも組み替えた、今まで初乗り 2km 730 円だったものを、利用しやすいように 1km 単位にして、2km になったときに改定前の運賃と同じ位になるように組み替えたもの。今までも有償運送の対価、運営協議会で協議を行って成立した対価については「変更しなさい」とは言わない。しかし今後新規で有償運送を始める、または対価を変更したいなどの場合は、初乗り 1.052km 410 円を基準にしよう。

【隅委員】事業所から東京医療センターまで 1.5km。一般タクシーの場合 410 円で行くことができる。利用する方が雨の日など天候が悪いときなどタクシー会社に電話してもつながらない状況になる。このような場合、当日配車できないかという問い合わせが入ることも多い。車いす乗降する方は 1km1,000 円でもご利用いただくことがある。

【竹花会長】他にご意見はあるか。事務局から報告する。

【事務局 羯磨】次年度も 2 団体の更新が控えている。委員の改選もあるが、次回は 7 月を予定しているので、協議をお願いします。

【竹花会長】本日はお忙しい中出席いただき感謝する。以上で運営委員会を閉会する。